

四日市市太陽光発電施設設置ガイドライン

平成30年3月

令和6年10月改訂

四 日 市 市

目 次

1. はじめに.....	1
2. 目的.....	2
3. 適用対象施設.....	2
4. 本ガイドラインの位置づけ.....	2
5. 地域との関係構築.....	3
(1) 地域住民とのコミュニケーション.....	3
(2) 市への相談.....	3
(3) 市との協定の締結.....	4
6. 企画・立案時.....	4
(1) 土地及び周辺環境の調査、土地の選定、関係手続.....	4
(2) 特に配慮が必要な区域.....	4
(3) 事業概要書の提出.....	7
(4) 「地域住民等への説明報告書」の提出.....	8
7. 設計・施工時.....	9
(1) 土地、発電設備の設計.....	9
(2) 施工.....	9
(3) 周辺環境への配慮.....	10
8. 運用・管理時.....	10
(1) 保守点検・維持管理.....	10
(2) 非常時の対処.....	11
(3) 周辺環境への配慮.....	11
9. 撤去・処分時.....	12
(1) 撤去・処分等.....	12
(2) 廃止届の提出.....	12
10. 不適切案件等.....	12
11. 用語の整理.....	12
【添付資料】	
・ 事業概要書（様式1）.....	14
・ 事業概要変更届出書（様式2）.....	15
・ 地域住民等への説明報告書（様式3）.....	16
・ 環境保全協定書.....	17
・ 太陽光発電施設設置に係る関係法令・条例一覧.....	20

1. はじめに

太陽光発電は、自然界にある太陽光を有効利用し、発電時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素を排出しない優れたエネルギーの創出です。こうした枯渇することのない「再生可能エネルギー」の活用は、エネルギーの安定供給および地球温暖化対策として国を挙げての推進が図られており、平成 24 年 7 月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下「FIT 法」といいます。)に基づく「固定価格買取制度」がスタートすると、全国で太陽光発電施設の導入が急速に進みました。

しかしその一方で、太陽光発電施設の設置や運用における不適切な事案や、自然環境や防災、景観等の面で周辺地域への配慮が不十分な事例が見られるようになりました。特に大規模な事業においては、広くパネルを設置するための土地が必要となることから周辺への影響も大きく、本市においても大規模な事業を中心に市民の懸念の声が上がることがありました。

こうした状況を受けて国は FIT 法を改正し、関係法令や条例の違反等が判明した場合には、改善命令、認定の取消を可能とする制度改正が行われ、平成 29 年 4 月から適用されるとともに、事業者が FIT 法に基づき、適正な事業実施の確保を図るため、保守点検等の実施や関係法令遵守のほか、自治体や地域住民とのコミュニケーション等を求める「事業計画策定ガイドライン」(以下「国のガイドライン」といいます。)を平成 29 年 3 月に策定しました。

また、令和 2 年 4 月 1 日から大規模な事業については環境影響評価法の対象事業として追加されることとなり、その対象とならない、より規模の小さい事業についても、環境面での課題に気付くことを支援し、発電事業者等における自主的な環境配慮の取組を促すため、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を令和 2 年 3 月に策定しています。

さらに、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」(以下、「再エネ特措法 (FIT/FIP 制度)」)の改正に伴い、再生可能エネルギー発電施設と地域の共生を図るため、関係法令や条例の違反等が判明した場合には、改善命令、認定の取消を可能とする新しい制度が、令和 6 年 4 月から適用されています。

また、県においては、事業者による計画の早い段階からの地域住民への情報提供をはじめ、設計・施工・運用・廃止の各段階で事業者の遵守事項等を示した「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」(以下「県のガイドライン」といいます。)を策定し、平成 29 年 7 月から適用されています。

市では、太陽光発電事業に係る国や県の動きも踏まえつつ、四日市市内において地域住民の生活環境や自然環境と調和がとれた太陽光発電事業の導入を促すことを目的に、事業者が遵守すべき事項や配慮していただきたい事項等を示した本ガイドラインを策定しました。

2. 目的

このガイドラインは、四日市市内に設置される太陽光発電施設について、太陽光発電事業者（以下「事業者」といいます。）に対し、自然環境の保全、良好な景観の形成、災害の防止等の観点から遵守、配慮すべき事項を示すとともに、計画の早い段階で市および地域住民へ事業概要を説明し、地域住民とのコミュニケーションを十分図りながら事業を進めることを求めることにより、地域住民の生活環境や自然環境と調和した太陽光発電施設の導入を促すことを目的とします。

3. 適用対象施設

本ガイドラインは、四日市市内において、再エネ特措法（F I T／F I P制度）に基づく再生可能エネルギー発電事業計画（以下「事業計画」といいます。）の認定申請（認定申請中を含む）を行う、太陽光発電施設を対象とします。ただし、建築基準法第2条第1号に規定する建築物に設置されるものは除きます。

※ 本ガイドライン施行以前に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法及び再エネ特措法に基づき設備の認定を行った施設についても、進捗状況等に応じ本ガイドラインの対象とします。

また、再エネ特措法（F I T／F I P制度、R4.4.1施行）以前にF I T法に基づき事業計画の認定申請を行った施設も対象とします。

※ 再エネ特措法（F I T／F I P制度）が適用されない太陽光発電施設についても、本ガイドラインを参考に事業を行うことが望まれます。

※ 機器メーカー、設計事業者、施工事業者、保守点検及び維持管理を行う事業者及びコンサルタント業務等の太陽光発電事業に関連する業務に従事する事業者についても、本ガイドラインを参考にしながら事業を行うことが望まれます。

4. 本ガイドラインの位置づけ

四日市市内における太陽光発電事業に対しては、県のガイドラインに代わり本ガイドラインが適用されます。市は、本ガイドラインの記載事項について、事業者に対し指導・助言を行うことがあります。

また、四日市市内における太陽光発電事業について、市は県と情報を共有するとともに、不適切案件等について県と連携して対応します。

なお、本ガイドラインにおいては、国のガイドラインに定める「適切な事業実施のために必要な措置」のうち、以下の①～④に示す事項を中心に取りまとめています。太陽光発電事業の実施にあたっては、再エネ特措法（F I T／F I P制度）の規定及び国のガイドラインを遵守してください。なお、以降の文章において、国のガイドラインに記載の「遵守が求められる事項」、「推奨される事項」に該当する事項には（国）と表記します。

① 地域住民とのコミュニケーション

- ② 事業者が実施する「遵守事項」、「推奨事項」に関する自治体との手続き
- ③ 十分な考慮の上、土地の選定、開発計画の策定が必要な区域の設定
- ④ 周辺環境への配慮事項

5. 地域との関係構築

本項目は、企画・立案、設計・施工、運用・管理の各段階にある施設を対象とします。

(1) 地域住民とのコミュニケーション

- ① 事業者は、事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めてください。(国)
- ② 事業者は、地域住民とのコミュニケーションを図るにあたり、なるべく早い段階から事業概要について地域住民に説明してください。なお、その住民の範囲は、事業の規模等によっても異なりますが、例えば、次に掲げる個人または団体が想定されます。
 - ・ 設置予定場所に接する土地(当該設置予定場所に接する土地が道路である場合は当該道路(当該設置予定場所に接する部分に限る)と当該設置予定場所の反対側において接する土地を、また、当該設置予定場所に接する土地が設置予定場所と同一所有者で設置予定場所と一体であると認められる場合は当該設置予定場所に接する土地に接する土地を含む。)に居住する者および土地または建物を所有する者
 - ・ 設置予定場所が存し、または設置予定場所に接する区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された地方自治法第 260 条の 2 に規定する地縁団体またはこれに類する団体(例えば自治会等)。
- ③ 事業者は、設計・施工、運用・管理、撤去・処分等の計画や排水、土砂流出、自然環境、景観、獣害、治山、農業への影響などについて説明を求められた場合には、事業計画作成の早い段階で、改めて地域住民へ対応策等を説明してください。なお、周辺水路等への排水や土砂流出について影響が想定される場合は、事前に当該水路管理者に相談しておくことが必要です。
- ④ 事業者は、地域住民から本事業に対する要望、苦情、懸念等があった場合は、合意書、覚書等の締結等を含め、誠意をもって対応し、理解を得られるよう努めてください。

(2) 市への相談

事業者は、企画・立案から、設計・施工、運用・管理に至るまでの各段階において、地域住民の合意形成が十分図られないおそれがある場合や、地域住民とのコミュニケーションを図るうえで懸念されることや不明な点等があれば、適宜、早い段階で市の窓口へ相談してください。

（３）市との協定の締結

事業予定地の面積が原則として 10ha 以上の場合、市は事業者に、環境保全等に関する事項を記載した協定（別紙様式）を市と締結するよう依頼します。事業者は、市と協議の上、当該協定を締結するよう努めてください。

（10ha 未満でも、「設置するのに適当でない区域」（p.5 参照）で事業を計画する場合など、市が必要と認める場合は、当該協定の締結を依頼することがあります。）

6. 企画・立案時

本項目は、本ガイドライン施行時点で工事に着手されていない施設を対象とします。

国のガイドラインでは、事業の企画・立案時においては、「自治体や地域住民に事業の実施についての理解を求め、地域と共生した形で事業を実施することが重要である」としています。また、関係法令及び条例を遵守することはもとより、「関係法令及び条例を遵守していても、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全などの観点から、さらに対策が必要となる場合もある」とも記されています。これらの趣旨を踏まえ、以下のとおり企画・立案時における事業者の遵守事項等を示します。

（１）土地及び周辺環境の調査、土地の選定、関係手続

- ① 事業者は、関係法令、条例の規定に従い、土地及び周辺環境の調査を行うことが必要です。（国）
- ② 事業者は、土地の選定に当たっては、事前に土地の利用可能性の確認に努めてください。（国）
- ③ 関係法令、条例で規定される必要な措置や手続き等については、国、県、市に確認・相談し、関係法令、条例の規定を遵守することが必要です。（国）
なお、四日市市内における関係法令、条例手続き等は、別表「太陽光発電施設設置に係る関係法令、条例一覧」を参考としてください。
- ④ 特に、再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請時点において、森林法の林地開発許可、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防三法（砂防法・地すべり等防止法、急傾斜地法）の許可を受けている必要があります。（国）

（２）特に配慮が必要な区域

国のガイドラインでは、土地の選定、開発計画の策定にあたり、「関係法令、条例の適用されている土地や周辺環境においては、発電設備の設置に適さない土地である場合もあり、事業実施に適しているかについて十分に検討を行うことが重要」としています。

本ガイドラインでは、国のガイドラインの考え方を踏まえ、関係法令、条例

の規定による許可、届出が必要な区域を基本に、「設置するのに適当でない区域」、「設置するのに十分な検討や調整が必要な区域」を設定し、十分な考慮の上、土地の選定、開発計画の策定が必要な区域とします。なお、区域設定は本ガイドラインにおいて独自に定義するものであり、関係法令、条例の規定により定義されるものではありません。

①「設置するのに適当でない区域」

関係法令、条例の規定により開発行為が厳しく制限（原則不許可など）されている区域や、防災、環境保全、景観保全等の観点から、太陽光発電施設の設置に関し、許可を要する区域

関係法令	対象区域等	理由
自然公園法 （三重県自然公園条例）	特別保護地区	優れた自然の風景地を保護するとともに、生物の多様性の確保に寄与するため、開発行為を制限している区域であるため。
	第2種特別地域	
	第3種特別地域	
森林法	保安林	水源の涵養、土砂流出の防備等のために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等を厳しく規制しているため。
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	優良農地を確保するため、転用が厳しく制限されているため。
農地法	甲種農地	
	第1種農地	
河川法	河川区域（河川予定地も含む）	河川における流水の正常な機能を維持させるとともに、洪水、津波、高潮等による災害を防止するために行為の制限を設けている区域であるため。
都市計画法	風致地区	自然的な要素に富んだ土地の良好な景観を守るため、建築物等の建築、竹林等の伐採等が規制されている都市における風致を維持するために定める区域であるため。
生産緑地法	生産緑地地区	良好な都市環境の形成に資するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図ることが必要な区域であるため。
文化財保護法 （三重県文化財保護条例） （四日市市文化財保護条例）	史跡・天然記念物の指定地	文化財の価値保全のために、指定地内の現状変更等が厳しく制限されているため。

②「設置するのに十分な検討や調整が必要な区域」

関係法令、条例の規定等により届出等を要するなど、防災、環境保全、景観、土地利用等の観点から、太陽光発電施設の設置に関し、十分な検討や調整を要する区域

関係法令	対象区域等	理由
自然公園法 (三重県自然公園条例)	普通地域	優れた自然の風景地を保護するとともに、生物の多様性の確保に寄与するため、一定規模以上の工作物の設置等を制限している区域のため。
森林法	地域森林計画対象 民有林	災害の防止・水害の防止・水の確保・環境の保全のため、0.5 ヘクタールを超える開発行為を行うときは許可が必要なため。
農地法	第2種農地	周辺地域との調和や農地確保の観点から、一定の配慮が求められる区域であるため。
	第3種農地	
	市街化区域内の農地	計画的な市街地化が図られる区域であり、周辺地域との調和が必要な区域であるため。
河川法	河川保全区域	洪水、津波、高潮等による災害を防止するための施設や海岸を守るために、一定の制限を設けている区域のため。
三重県土採取規制条例	土の採取区域	土の採取に伴う災害を防止するために、土の採取を行う場合に認可が必要な場合があるため。
四日市市水道水源保護条例	水道水源保護区域	水道水源である地下水を保護することにより、良質な飲料水を将来にわたって安定的に確保するため。
海岸法	海岸保全区域	堤防の損傷等による治水上の支障を防止するため、工作物の設置については許可が必要な場合があるため。
港湾法	港湾隣接地域	港湾の適正な利用を確保するため、工作物の設置については許可が必要な場合があるため。
	臨港地区	
漁港漁場整備法	漁港区域	工作物の設置については許可が必要な場合があるため。
土壤汚染対策法	要措置区域	土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生じるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域であるため。
	形質変更時要届出区域	土壤汚染の摂取経路がなく、健康被害が生じる恐れがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域であるが、土地の形質変更時に届出が必要となるため。
砂防法 (砂防指定地等管理条例)	砂防指定地	土砂災害を防止するため、土地の形状変更や工作物の設置に許可が必要な場合があるため。

急傾斜地法	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害を防止するために、土地の形状変更や工作物の設置に許可が必要な場合があるため。
文化財保護法 (三重県文化財保護条例) (四日市市文化財保護条例)	埋蔵文化財包蔵地	土木工事が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合は、記録保存のための発掘調査を実施する必要がある、事業計画段階からの調整を要するため。
三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例	埋立て等区域	土砂等の埋立て等に対して災害の未然防止及び生活環境の保全を図るため、土砂等の埋立て等を行う場合、許可が必要な場合があるため。
農業用ため池の管理及び保全に関する法律	特定農業用ため池	特定農業用ため池を保全するため、土地の形状変更や工作物設置に許可が必要な場合があるため。

③ 前記区域以外

①、②の限定された区域以外であっても、土地の選定にあたっては、関係法令・条例を十分に確認し、検討や調整を行う必要があります。さらに、太陽光発電施設の設置に関し、関係法令、条例の規制がない区域（例：土砂災害防止法の土砂災害警戒区域、都市計画法の住居専用地域や商業地域など）についても、防災や環境保全、景観保全等の観点から、地域住民の理解が得られず、事業が進まないケースや、想定していなかったコストの発生など、さまざまな事業リスクが生じる可能性があります。区域指定に関わらず、地域住民の生活環境や地域の自然環境等への影響を踏まえ、地域住民の声に十分配慮し、土地の選定、開発計画の策定を行ってください。

(3) 事業概要書の提出

太陽光発電施設の出力が原則として 50kW 以上（出力は、太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか小さい方の値）の場合、事業者は、次の内容を記した事業概要書（様式 1）を市へ提出してください。（50kW 未満でも、市が必要と認める場合、事業概要書の提出を依頼することがあります。）

事業概要書は、再エネ特措法（FIT/FIP 制度）に基づく事業計画の認定申請を行う前の早い段階で提出してください。また、提出にあたっては、関係法令、条例等に規定される手続きや、特に配慮が必要な区域、地域との関係構築等について、市の担当窓口にご相談してください。

事業概要書の提出時に、再エネ特措法（FIT/FIP 制度）に基づく事業計画の認定申請を行う際に国に提出している「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続き状況報告書」の写しが用意できる場合は、併せて提

出してください。なお、事業概要書の提出時に添付できない際は、別途提出可能となった段階で速やかに提出してください。

また、森林法の林地開発許可、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防三法（砂防法・地すべり等防止法、急傾斜地法）における許可等の処分が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類が用意でき次第、速やかに提出してください。

- ※ 同一時期（概ね1年以内）に、実質同一と認められる事業者及び設置場所において、設置事業が一体的になされる場合については、他法令の定義に関わらず、事業地全体をひとまとまりの発電施設と捉え、その合計の出力が50kW以上となる場合は、事業概要書を提出してください。
- ※ 提出された「事業概要書」は、市がその写しを県に提出し、県と情報共有を図ります。また、地域住民から求められた場合は、地域住民へも情報提供を行います。
- ※ 本ガイドライン施行以前に、太陽光発電施設の建設に係る工事に着手している場合は対象外です。
- ※ 提出後に事業の主要事項（次表下線部）に変更があった場合には、事業概要変更届出書（様式2）を市へ提出してください。

●事業概要書記載内容

- 施設設置予定場所（住所）
- 事業予定地の面積（㎡）
- 事業予定地の登記地目
- 土地所有者名
- 発電事業者（事業者名、代表者名、住所、電話番号、担当者名等）
- 総発電出力（kW）
- 事業認定申請予定（年月）
- 設置工事着手予定（年月）
- 運転開始予定（年月）
- 事前説明を実施した地域
- 事業予定地の選定の理由
- その他（位置図、配置図等）

（４）「地域住民等への説明報告書」の提出

本ガイドラインでは、地域住民とのコミュニケーションを図るよう求めていることから、実施する事業の概要について、個人情報取り扱いに十分配慮しながら事業計画の早い段階で地域住民（自治会の役員等）へ説明を行ってください。その結果に基づき「地域住民等への説明報告書」（様式3）を作成してください。

また、再エネ特措法施行規則第4条の2の3に規定する説明会又は事前周知措置を実施した場合に、国に提出している説明会概要報告書の写しが用意できる場合は、併せて提出してください。なお、「地域住民等への説明報告書」

の提出時に添付できない際は、別途提出可能となった段階で速やかに提出してください。

本報告書については、市に提出する前に、説明を実施した証として、市に提出するものと同じものを、説明を実施した相手方に渡してください。その後、事業概要書の提出と同時に本報告書を市に提出してください。

なお、市は本報告書の受付後、記載内容について地域住民に対して確認を行います。

※ 事業概要変更届出書を提出する際においても、変更事項について同様に地域住民へ説明していただき、「地域住民等への説明報告書」を再度提出してください。

●「地域住民等への説明報告書」記載内容

- ・説明の相手方、場所及び日時
- ・説明内容
- ・相手方からの主な意見等
- ・上記意見に対する対応方針

7. 設計・施工時

本項目は、設計・施工段階にある施設を対象とします。

（１）土地、発電設備の設計

- ① 事業者は、関係法令、条例の規定に従い、土地開発の設計を行うことが必要です。（国）
- ② 事業者は、関係法令、条例がない又は適用されない場所においても、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全のための適切な土地開発の設計を行うように努めてください。（国）
- ③ 事業者は、関係法令、条例の規定に従い、発電設備の設計を行うことが必要です。（国）
- ④ 事業者は、防災、環境保全、景観保全を考慮し発電設備の設計を行うように努めてください。（国）
- ⑤ 事業者は、消防活動用の通路を設置するなど消防活動に配慮した設計を行うように努めてください。（国）
- ⑥ 動植物について重要種の生育・生息が確認される場合には、その生育群における開発の回避や必要に応じた移植などの措置を検討してください。（国）
- ⑦ 太陽光発電設備等の色彩等を景観に配慮したものにしてください。

（２）施工

- ① 事業者は、関係法令、条例の規定に従い、施工を行うことが必要です。（国）
- ② 事業者は、設置工事に伴う資材や廃棄物等を周辺に影響がないよう関係法

令、条例等に従い、適切に処理するように努めてください。また、伐採した木材等の廃棄物の有効利用に努めてください。

- ③ 工事の際には、工事車両や重機による騒音・振動について、周辺環境への影響を最小限に努めてください。

(3) 周辺環境への配慮

- ① 事業者は、設計・施工にあたり、長期的な地域との共生、事業を円滑に進めるため、地域住民に与える騒音、電磁波、反射光等の影響を考慮し、地域住民の良好な生活環境を害することのないよう、パワーコンディショナを住宅地から極力離れた場所に設置することやパネルの反射光の角度を考慮することなど、適切な措置を講ずるよう努めてください。(国)

- ② 事業者は、出力 20kW 以上のものについて、外側から見えやすい場所に事業者名、保守点検責任者名、連絡先等の事業情報を記した標識を掲示することが必要です。(国)

なお、管理責任を負うものが不明であると危険な状態への速やかな対応ができないことから、本ガイドラインでは出力 20kW 未満のものについても、発電事業者あるいは保守点検責任者の連絡先を明示した標識の掲示を求めます。また、掲示にあたっては、事業の規模・面積等に応じて標識を複数設置するなど、安全に配慮し、広く情報の周知に努めてください。

※ 事業者名や保守点検責任者名、連絡先等の事業情報に変更が生じる場合は、事前に、地域住民等への周知に努めるとともに、変更後は、標識の掲示内容を最新の事項に改めてください。

- ③ 事業者は、電気事業法や国のガイドラインに基づき、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、太陽光発電施設の周囲に柵塀などを設置することが必要です。(国)
- ④ 事業地内の緑化や用土の活用、現存樹木の移植等を行う場合は、地域の植生等に十分配慮し、必要に応じて地元研究者や学識経験者とも相談の上実施してください。
- ⑤ 事業によって事業区域周辺の営農活動に支障を生ずることのないよう、地域農業者等との調整を十分図ってください。

8. 運用・管理時

本項目は、電力会社の電力系統への連携が完了し、運用・管理段階にある施設を対象とします。

(1) 保守点検・維持管理

- ① 事業者は、事業計画の認定申請時に提出した保守点検、維持管理に係る実施計画に則って保守点検、維持管理を行うことが必要です。(国)
- ② 事業者は、発電性能の維持に関する作業（除草時の除草剤利用等）を実施

するに当たり、地域住民や周辺環境地域に影響が及ぶことがないように努めてください。(国)

- ③ 自然災害や事故、機器の故障等が発生した場合に備えて、速やかに対応できるように、緊急時の連絡網や事象別の対応を示した緊急対応マニュアルを作成するように努めてください。
- ④ 事業地内に森林（造成林・残地林）を含む場合は、適正な管理を行うことで森林の質の向上に努めるとともに、生態系の保全に配慮してください。

(2) 非常時の対処

- ① 事業者は、落雷・洪水・暴風・豪雪・地震等による発電設備の破損や第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合、直ちに発電(運転)状況を確認した上で可能な限り速やかに現地を確認し、発電設備の損壊、飛散、感電のおそれがないことを確認するように努めてください。(国)
- ② 事業者は、発電設備に異常をきたすような落雷・洪水・暴風・豪雪等の発生が予想される場合、事前の点検等を行うように努めてください。(国)
- ③ 事業者は、太陽光発電施設の異常又は破損等により地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、市及び地域住民へ速やかにその旨連絡するように努めてください。(国)
- ④ 事業者は、被害防止又は被害の拡大防止のための措置を講じるように努めてください。(国)
- ⑤ 事業者は、被害が発生し損害賠償責任を負う場合には、適切かつ誠実な対応を行うように努めてください。(国)

(3) 周辺環境への配慮

- ① 事業者は、事業地の管理において、防災や設備安全、環境保全、景観保全などに関する対策が、計画どおり適切に実施されているかを随時確認してください。(国)

また、地域住民との間で、設置時に交わした合意書や覚書等がある場合や、市と協定を締結している場合は、当該合意事項に則して適切に対応してください。また、事業者等が変更した場合には、当該合意事項を適切に引き継いでください。

- ② 事業者は、発電設備の周囲に地域住民の生活の場がある場合、事業地からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないように管理するように努めてください。(国)
- ③ 事業者は、第三者の侵入があった場合、これを確認できるような措置を講ずるように努めてください。(国)
- ④ 事業者は、防災、環境保全、景観保全の観点から計画策定段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然環境、近隣への配慮を行うように努めてください。(国)
- ⑤ 事業実施により、日照や取水等の条件の変化や獣害等による周辺地域の生

活環境や農作物等への影響が生じた場合、適切な対応を講じるように努めてください。

9. 撤去・処分時

本項目は、事業を終了し撤去・処分を行う施設を対象とします。

(1) 撤去・処分等

- ① 事業者は、事業を終了した発電設備の撤去及び処分は、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに行うことが必要です。(国)
- ② 事業者は、事業終了後の発電設備の管理に際し、感電防止の観点から、第三者がみだりに発電設備に近づかないよう、適切な措置を講じるように努めてください。(国)
- ③ 事業者は、発電設備を撤去及び処分する場合、環境省「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を参考とするよう努めてください。(国)
- ④ 事業者は、事業終了後の設備の撤去など、市、地域住民と合意した事項がある場合、当該事項に従い責任をもって対応することが必要です。(国)
- ⑤ 固定価格買取制度の買取価格には、廃棄費用が含まれていることを留意し、撤去・処分に係る費用を確保してください。

(2) 廃止届の提出

- ① 市へ事業概要書を提出した事業者は、国へ事業の廃止届を行った場合には、速やかにその写しを市に提出してください。

10. 不適切案件等

- ① 関係法令、条例等の違反が疑われる場合には、違反が疑われる法令等を所管する行政機関に情報提供を行い、適切な指導等が行われるよう促します。
- ② ①に該当する場合は、市は県と情報共有を図り、連携して国に相談を行うとともに、指導・助言、改善命令、認定の取消等について、再エネ特措法（FIT／FIP制度）に基づく対応を国へ依頼します。

11. 用語の整理

① 再生可能エネルギー発電事業計画

再エネ特措法（FIT／FIP制度）第9条に規定する再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画をいいます。再エネ特措法（FIT／FIP制度）に基づき電気を供給する事業を行おうとする者は、国による本事業計

画の認定を受ける必要があります。

② 太陽光発電事業者

太陽光発電により、電気を供給する事業を行う者をいいます。

③ 開発計画

太陽光発電施設の設計・施工やこれらに伴って必要となる手続その他の行為について定めた計画をいいます。

④ 開発行為

太陽光発電施設の設置、増設をいいます。

⑤ 工事の着手

工事の着手とは、土地の形質変更（土地の形状を変更する行為全般）を行った時点を指します（切土、盛土の程度は問いません）。

⑥ 地域住民

太陽光発電施設の設置に伴い生活環境に影響を受けるおそれのある住民（例 事業区域に隣接する土地・建物の所有者、周辺区域に居住する住民等）をいいます。

⑦ 不適切案件

関係法令、条例等の違反案件（是正措置中のものを除く）をいいます。

四日市市長

住所

事業者 氏名又は名称

法人にあっては、その代表者
(代表者の自署による署名があれば、押印省略可)

印

事業概要書

- 本事業概要書は、「四日市市太陽光発電施設設置ガイドライン」に基づき、事業者が市へ提出するものです。
- 下記事業概要に必要な事項を記入の上、事業計画の早い段階で、市環境政策課（市役所5階）へ提出をお願いします。
- 太陽光発電施設の設置予定場所の位置図、配置図を添付してください。
- 再エネ特措法（FIT/FIP制度）に基づく事業計画の認定申請を行う際に国に提出しているエネルギー発電事業計画に係る関係法令手続き状況報告書の写しを添付してください。（★）
- 地域住民等に対しては、本事業概要書の内容に基づき説明を行い、その結果に基づき「地域住民等への説明報告書（様式3）」を作成し、本事業概要書と併せて市に提出してください。

【事業概要】

内 容		記入年月日	年 月 日
1	施設設置予定場所（住所） （複数の地番がある場合は全て記入）		
2	事業予定地の面積	（登記面積） （実測面積）	m ² m ²
3	事業予定地の登記地目 （複数ある場合各々の地目と面積（m ² ）を記入） ※現況地目が登記地目と異なる場合は、右欄に 現況地目を記入してください。		
4	土地所有者名		
5	発電事業者	事業者名	
6		代表者名	
7		住 所	
8		電話番号	
9		担当者名	
10		緊急連絡先	
11	総発電出力（kW）		
12	事業認定申請予定		年 月
13	設置工事着手予定		年 月
14	運転開始予定		年 月
15	事前説明を実施した地域		
16	事業予定地の選定の理由		

※1 提供いただいた情報は、必要に応じ、市、県、国、地域住民の間で共有させていただきます。

※2 事業概要書(様式1)の提出後、上記の主要事項(1～11)が変更となった場合には、「事業概要変更届出書(様式2)」及び「地域住民等への説明報告書(様式3)」を提出してください。

※3 右欄の受付印は、提出書類に形式上不備がないことが確認できたため押印するものです。事業の実施にあたっては、関係法令、条例等で規定される必要な措置や手続きについて関係部局と協議し、進めてください。

※★事業概要書の提出時に添付できない際は、別途提出可能となった段階で速やかに提出してください。

事務処理欄：
四日市市受付印

住所
事業者 氏名又は名称
法人にあっては、その代表者
(代表者の自署による署名があれば、押印省略可)

事業概要変更届出書

年 月 日付け提出の事業概要書の主要事項について変更がありましたので、下記のとおり届け出ます。

【事業概要】

内 容		記入年月日	年 月 日	変更の有無
		変更前	変更後	
1	施設設置予定場所（住所） （複数の地番がある場合は全て記入）			☐ 有 ☐ 無
2	事業予定地の面積			☐ 有 ☐ 無
3	事業予定地の登記地目 （複数ある場合各々の地目と面積 （㎡）を記入）	（登記面積） （実測面積） ㎡ ㎡	（登記面積） （実測面積） ㎡ ㎡	☐ 有 ☐ 無
	※現況地目が登記地目と異なる場合は、右欄に現況地目を記入してください。			☐ 有 ☐ 無
4	土地所有者名			☐ 有 ☐ 無
5	発電事業者	事業者名		☐ 有 ☐ 無
6		代表者名		☐ 有 ☐ 無
7		住 所		☐ 有 ☐ 無
8		電話番号		☐ 有 ☐ 無
9		担当者名		☐ 有 ☐ 無
10		緊急連絡先		☐ 有 ☐ 無
11	総発電出力（kW）			☐ 有 ☐ 無

1. 変更した理由

2. 添付書類

太陽光発電施設の設置予定場所の位置図、配置図が変更となった場合は、その内容が確認できる書類

※1 提供いただいた情報は、必要に応じ、市、県、国、地域住民の間で共有させていただきます。

※2 地域住民への説明は、本事業概要変更届出書(様式2)の内容及び説明を行い、「地域住民等への説明報告書(様式3)」も併せて市に提出してください。

※3 右欄の受付印は、提出書類に形式上不備がないことが確認できたため押印するものです。事業の実施にあたっては、関係法令、条例等で規定される必要な措置や手続きについて関係部局と協議し、進めてください。

事務処理欄：
四日市市受付印

(様式3)

年 月 日

四日市市長

住所

事業者 氏名又は名称

法人にあっては、その代表者

(代表者の自署による署名があれば、押印省略可)

㊞

地域住民等への説明報告書

本日提出の { ・事業概要書
・事業概要変更届出書 } の内容に基づき、下記のとおり地域住民等に説明を行いましたので、報告します。

記

1. 説明の相手方、場所及び日時

(1) 相手方

(2) 場所

(3) 日時 年 月 日 午前・午後 時 分

2. 説明内容

3. 相手方からの主な意見等

4. 3の意見等に対する対応方針

(例) 別途地域住民全体へ向けた説明会等の開催について要望された場合は、その予定について併せて記入してください。

※1 上記2～4について、この様式に収まりきらない場合は別紙(A4、様式自由)を添付してください。

※2 本報告書については、市に提出する前に、市に提出するものと同じものを、説明を実施した相手方に渡してください。その後、事業概要書の提出と同時に市に本報告書を提出してください。なお、市は本報告書の受付後、記載内容について地域住民に対して確認を行います。

※3 再エネ特措法施行規則第4条の2の3に規定する説明会又は事前周知措置を実施した場合にあっては、国に提出している説明会概要報告書の写しを添付してください。
本報告書の提出時に添付できない際は、別途提出可能となった段階で速やかに提出してください。

※4 右欄の受付印は、提出書類に形式上不備がないことが確認できたため押印するものです。
事業の実施にあたっては、関係法令、条例等で規定される必要な措置や手続きについて関係部局と協議し、進めてください。

事務処理欄：
四日市市受付印

本協定（案）は、「四日市市太陽光発電施設設置ガイドライン」に基づき市と事業者が締結する協定の素案です。実際の内容については、事業の規模や面積、地域の特性等も踏まえて市と事業者が協議し、事業者の合意の上定めるものとします。

太陽光発電事業に関する環境保全協定（案）

四日市市（以下「甲」という。）と〇〇（事業者名・代表者の職氏名）（以下「乙」という。）は、乙の実施する太陽光発電事業について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の実施する太陽光発電事業が地域との調和が図られたものとなり、もって地域の良好な環境を保全することを目的とする。

（事業の実施）

第2条 乙は、この協定の定めるところにより、次の事業を実施するものとする。

事業の種類 太陽光発電事業（太陽光発電施設の設置と管理）

事業地 〇〇ほか〇〇筆

事業面積 〇〇平方メートル

事業規模 〇〇kW

協定対象期間 〇年〇月〇日（協定締結の日）から事業の終了後、太陽光発電施設を完全に撤去するまで

（乙の責務）

第3条 乙は、この協定の各条項に定める事項を遵守するとともに、事業の実施に当たっては、別紙（内容は甲乙協議して決定）に掲げる事項について誠実に履行するものとする。

（甲、乙の協力）

第4条 甲及び乙は、第2条に掲げる事業の実施に伴い、相互に緊密な連絡調整を図り、乙の事業が円滑かつ適切に実施されるよう努めるものとする。

（事業の変更）

第5条 乙は、本協定に基づき甲へ報告した事項を変更しようとするときは、甲に書面にて届け出るとともに、本協定の改定について協議するものとする。

2 乙は、当該事業の権利を第三者へ譲渡し、又は貸与しようとするときは、甲へ書面にて報告するとともに、新しい権利者に本協定に定める一切の内容を承継させるものとする。

(事業の終了)

- 第6条 乙は、第2条に掲げる事業を終了しようとするときは、甲に書面にて届け出るとともに、事前に事業撤退の詳細について協議するものとする。
- 2 乙は、事業終了の際のパネル等の廃棄物を適切に撤去及び処分するとともに、跡地を放置せず適切な措置を講じるものとし、その計画をあらかじめ甲に書面にて報告しなければならない。
- 3 事業終了後の撤去及び処分を確実に実施するため、継続的な資金の外部積み立てを行うこととする。

(報告及び立入調査)

- 第7条 甲は、この協定の履行に必要な限度において、乙に対して報告を求め、又は甲の職員に事業地に立ち入り、施設その他の物件を検査させることができるものとする。
- 2 前項の立入調査及び報告の結果、周辺環境等への影響が懸念され、是正の必要があると認められるときは、甲は、その旨を乙に通知し、乙は、乙の責任において速やかに必要な措置を講ずるものとする。

(住民対話の推進)

- 第8条 乙は、地域住民との協調を図るため、積極的にコミュニケーションの場を持つように努めるとともに、地域住民から対話の要請があった場合には誠意をもって応じるものとする。
- 2 乙は、市内の環境活動団体等と連携し、地球環境や自然環境の保全等の環境学習に協力するものとする。
- 3 本事業によって事業区域周辺の営農活動に支障を生ずることのないよう、地域農業者等との調整を十分図ること。

(苦情への対応)

- 第9条 乙は、太陽光発電事業に伴い、住民等から苦情の申し立てがあったときは、誠意をもって対応するものとする。

(事故発生時の措置及び報告)

- 第10条 乙は、事業地において、自然災害、その他の事由により施設の故障、破損等の事故が発生したときは、周辺環境への影響を最小限にとどめ、直ちに復旧又は撤去する等の必要な措置を講じるとともに、その状況を速やかに甲に書面にて報告しなければならない。
- 2 乙は、事故が発生した際に速やかに対応できるように、緊急時の連絡網や事象別の対応を示した緊急対応マニュアルを作成し、甲に書面にて報告しなければならない。

(損害賠償の義務)

第11条 乙は、乙の故意又は過失によって、太陽光発電事業に伴い第三者に損害を与えたときは、乙の責任において賠償しなければならない。

(公表)

第12条 乙が本協定第3条に定める事項に違反した場合、甲は、乙の住所及び代表者の職氏名並びに違反した内容を公表することができる。

(協議)

第13条 この協定に関して疑義が生じたとき、この協定の履行に関して必要が生じたとき、又は第3条に掲げる別紙の内容に変更の必要が生じたときは、甲、乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を所持する。

年 月 日

甲 四日市市諏訪町1番5号

四日市市

四日市市長

森 智 広

乙 住 所

事業者名

職 氏 名

印

太陽光発電施設設置に係る関係法令・条例一覧

No	法令等名	主な手続きの概要	手続の 類型	特別配慮区域 設置が適当でない区域	特別配慮区域 十分な検討や調整が必要な区域	相談窓口
1	三重県環境影響評価条例	土地の造成を行う場合、施行区域の面積が10ha以上のものは簡易的環境アセスメント、20ha以上のものは環境アセスメントの実施が必要です。 「大規模太陽光発電（メガソーラー）事業と環境アセスメントについて」 http://www.pref.mie.lg.jp/eco/assess/87949000001.htm	環境影響評価 手続き	—	—	三重県環境生活部地球温暖化対策課 (059-224-2366)
2	環境影響評価法	太陽電池発電所を設置する場合、出力が4kW以上のものは第1種事業、3kW以上4万kW未満のものは第2種事業として環境アセスメントの実施が必要になります。 「発電所環境アセスメント情報」 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/index_assessment.html	環境影響評価 手続き	—	—	経済産業省電力安全課 (03-3501-1742)
3	自然公園法 （三重県自然公園条例）	整備箇所が、自然公園（国立公園、国定公園、県立自然公園）内であれば、以下の手続きが必要です。 ・特別地域内の土地の形状変更、工作物の設置等をする場合、許可が必要です。 ・普通地域内での土地の形状変更、一定規模を超える工作物の設置等をする場合は、工事着手の30日前までに届出が必要です。 （三重県自然公園図） http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000622771.pdf （三重県自然公園図） http://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/shizen/04809001255.htm	許可 又は届出	特別保護地区、 特別地域（鈴鹿 国定公園）	普通地域（鈴鹿 国定公園）	三重県四日市農林事務所森林・林業室 (059-352-0655)
4	三重県自然環境保全条例	1ヘクタールを超える自然地（棚林地、農地、湿地等）が含まれた開発行為を行う場合は、条例に基づく開発行為届出が必要になります。 http://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/shizen/05978000396.htm 開発（事前調査を含む。）に伴い、三重県指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲、採取、殺傷、損傷（以下捕獲等といいます。）をしようとする者は、30日前までに、知事に届出が必要となります。 届出があつた場合であっても、その種の存続に支障を及ぼす恐れがあると認められるときは、捕獲等を禁止・制限等する場合があります。 http://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/shizen/04803000595.htm	届出	—	—	三重県四日市農林事務所森林・林業室 (059-352-0655)
5	森林法	開発する箇所が保安林に指定されていないか確認が必要です。 開発する地域森林計画の対象となつていない民有林の面積が0.5haを超える場合は、林地開発許可が必要です。 http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/13077015106.htm	指定の解除 許可	保安林	—	三重県農林水産部治山林道課 (059-224-2573)
6	三重県水源地域の 保全に関する条例	開発する地域森林計画の対象となつていない民有林の面積が0.5haを超えない場合は、あらかじめ市町へ伐採及び伐後の造林の届出書の提出が必要です。 地域森林計画の対象民有林であり、かつ、水源地域に指定された土地について売買等の契約をしようとする時は、契約を締結しようとする日の30日前までに知事に届出が必要です。届出書は、対象となる土地を管轄する県農林（水産）事務所森林・林業室に提出してください。 【売買等の契約について】次の7つの契約を言います。 ①売買契約、②贈与契約、③交換契約、④地上権を設定し又は移転する契約、⑤地役権を設定する契約、⑥使用貸借による権利を設定し又は移転する契約、⑦賃借権を設定し又は移転する契約 届出対象の土地であるかどうかは、次のページで確認いただけます。水源地域に指定された土地となつていないかどうかを確認した上で、地域森林計画の対象民有林であるかどうかをご確認ください。 【水源地域に指定された土地について】大字単位で指定しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000618145.pdf 【地域森林計画の対象民有林】 http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/000117154.htm	届出	—	—	市農水振興課 (059-354-8181)
7	農地法	登記地目が田・畑などの農地又は登記地目に問わず現況が農地である場合は、農地法の転用手続きが必要です。	許可 又は届出	甲種農地 第1種農地	第2種農地 第3種農地 市街化区域内の農地	市農業委員会事務局 (059-354-8271)
8	農業振興地域の 整備に関する法律	農業振興地域内農用地区域の開発行為には県の許可が必要ですが、太陽光発電施設設置に関しては原則不許可となります。	許可	農用地（市街化調整区域の一括）	—	市農水振興課 (059-354-8180) 三重県四日市農林事務所農政室 (059-352-0629)

No	法令等名	主な手続きの概要	手続の 類型	特別配慮区域等		相談窓口
				設置が適当でない区域	十分な検討や調整が必要な区域	
9	文化財保護法 (三重県文化財保護条例) (四日市市文化財保護条例)	・史跡・天然記念物の国・県・市指定地において現状変更等を行う場合は、許可が必要です。 ・周知の埋蔵文化財包蔵地内の土木工事は、規模に関わらず届出・通知が必要です。(民間事業者は届出、国・地方公共団体等は通知) 協議の結果、埋蔵文化財の破壊が免れないと判断された場合は、記録保存のための発掘調査が必要となり、発掘調査が終了すれば施工可となりります。 ・工事中に遺跡を発見した場合は、届出・通知が必要です。 ・文化財保護法及び四日市市文化財保護措置要綱の趣旨に即り、1万㎡以上の開発にあたっては、分布調査の協力依頼をしています。	許可 又は届出	史跡・天然記念物の指定地	埋蔵文化財包蔵地	市文化課 (059-354-8240)
10	四日市市景観条例	太陽光発電施設については、以下に該当する場合、届出の対象行為となり、行為着手の30日前までに届出が必要となります。 ①高さ13mを超えるもの(建築物に定着して設置される場合は、太陽光発電施設自体の高さが5mを超え、かつ建築物の高さとの合計が13mを超えるもの)、又は築造面積1000㎡を超えるもの。(増築又は改築の場合は、既存面積を含めた築造面積をいう。) ②①に該当するもので、外観の変更等の面積が500㎡を超えるもの。 また、上記以外にも、太陽光発電施設設置に伴う造成行為の種類によっては届出が必要となる場合があるため、事前協議をお願いします。	届出	—	—	市都市計画課 (059-354-8214)
11	生産緑地法	開発する箇所が生産緑地に指定されていないか確認が必要です。	相談会 買取申出	生産緑地地区	—	市都市計画課 (059-354-8272) 市農業委員会事務局 (059-354-8271) 市建築指導課 (059-354-8206)
12	四日市市風致地区内における建築物等の規制に関する条例	風致地区において、建築物等の新築等、宅地造成等、木竹の伐採等を行う場合は、許可が必要です。	許可	風致地区 (四郷風致地区)	—	市開発審査課 (059-354-8196)
13	河川法	・市が管理する河川の場合は、市河川排水課が窓口となり、許可が必要です。 ・県が管理する河川の場合は、三重県四日市建設事務所管理課が窓口です。 ・国が管理する河川の場合は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所河川管理課が窓口です。	許可	河川区域 (河川予定地も含む)	河川保全区域	市河川排水課 (059-354-8357) 三重県四日市建設事務所管理課 (059-352-0667) 中部地方整備局三重河川国道事務所河川管理課 (059-229-2217)
14	四日市市水道水源保護条例	水道水源保護区域において3m以上掘削、あるいは3m以上の地下構造物を設置する場合は、地下水流動の影響を回避または、軽減するための工事前協議が必要です。	事前協議	—	水道水源保護区域	上下水道局管理部経営企画課 (059-354-8369)
15	砂防法	砂防指定内の民有地における土地の形状変更について、県砂防条例に関する許可が必要です。	許可	—	砂防指定地	三重県四日市建設事務所管理課 (059-352-0667)
16	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域域内の民有地における土地の形状変更について、許可が必要です。	許可	—	急傾斜地崩壊危険区域	三重県四日市建設事務所管理課 (059-352-0667)
17	三重県土採取規制条例	土を採取(切土、床掘)その他土地を掘削する行為)する区域の面積が1,000㎡以上の場合は当該条例の認可が必要です。(ただし、他の法令に基づく認可等に係るものは除きます)	認可	—	土の採取区域	三重県四日市建設事務所管理課 (059-352-0667)
18	道路法	工事等で国・県・市が管理する道路を占用する場合は、許可が必要です。 ①市が管理する道路の場合は、市道路管理課が窓口です。 ②県が管理する道路の場合は、三重県四日市建設事務所管理課が窓口です。 ③国が管理する道路の場合は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所道路管理第一課が窓口です。	許可	—	—	市道路管理課 (059-354-8209) 三重県四日市建設事務所管理課 (059-352-0667) 中部地方整備局三重河川国道事務所道路管理第一課 (059-229-2221)
19	三重県屋外広告物条例	看板等を設置する場合、許可が必要な場合があります。	許可	—	—	三重県四日市建設事務所管理課 (059-352-0667)
20	海岸法	・海岸保全区域内における工作物の設置等について、海岸法に関する許可が必要です。 ・市が管理する漁港海岸の場合は、市農水振興課が窓口です。 ・四日市港については、右欄下段の担当課が窓口です。	許可	—	海岸保全区域	三重県四日市建設事務所管理課 (059-352-0667) 市農水振興課 (059-354-8181) 四日市港管理組合港営課 (059-366-7013)

No	法令等名	主な手続きの概要	手続の種類	特別配慮区域 設置が適当でない区域	十分な検討や調整が必要な区域	相談窓口
21	港湾法	・港湾隣接地域及び臨港地区内の民有地における工作物の設置等について、港湾法等に関する許可等が必要です。 ・四日市港については、右欄下段の担当課が窓口です。	許可	—	港湾隣接地域、臨港地区	三重県四日市建設事務所管理課 (059-352-0667) 四日市港管理組合港営課 (059-366-7013)
22	漁港漁場整備法	・漁港区域における工作物の設置については許可が必要な場合があります。	許可	—	漁港区域	市農水振興課 (059-354-8181)
23	土壌汚染対策法 (三重県生活環境の保全に関する条例)	3,000㎡以上の土地の形質を変更しようとするときは、土壌汚染対策法第4条第1項に基づき、着手日の30日前までに届出が必要です。 また、一定規模 (3,000㎡、ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている土地等にあつては900㎡) 以上の土地の形質を変更しようとするときは、当該土地における過去の特定有害物質の製造、使用その他の取扱いを行っていた工場等の設置の状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録する必要があります。	届出	—	—	市環境政策課 (059-354-8189)
24	国土利用計画法	一定面積以上の土地売買等をする場合は、届出が必要です。 ① 市街化区域 2,000㎡以上 ② ①を除く都市計画区域 5,000㎡以上 ③ 都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上 http://www.pref.mie.lg.jp/common/06/ci500004023.htm	届出	—	—	三重県地域連携部 水資源・地域プロジェクト課 (059-224-2010)
25	道路交通法	発電設備の工事等の際に道路を使用する場合、事前に所轄警察署の許可が必要です。 ①設置工事、作業の際に道路を使用する場合 ②運搬及び建設時に、車両の積載重量、大きさ又は積載方法の制限を超えて運搬する場合	許可	—	—	①車両の出発地の警察署 ②所轄警察署 (該当警察署)
26	建築基準法	土地に自立する太陽光発電設備については、架台下の空間に人が立ち入るもの (メンテナンスのみに立ち入るものを除く)、又は、架台下の空間を居住、執筆、作業、集会、娯楽、物品の保管若しくは格納その他の屋内的な用途に使用するものは、建築物に該当し、原則として建築確認申請が必要です。	確認申請	—	—	市建築指導課 (059-354-8208)
27	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	建築物*の新築、増築、改修で当該部分の床面積の合計が300㎡以上の規模の場合は、届出が必要です。 ※土地に自立する太陽光発電設備の取扱いは、No.26を参照	届出	—	—	—
28	三重県ユニバーサルデザイン のまちづくり推進条例	①開発行為等において、歩道、公園緑地を設置する場合は、事前に協議が必要です。 ②建築物*のうち、特定施設に該当するものの新築等を行う場合は、事前に協議が必要です。 ※土地に自立する太陽光発電設備の取扱いは、No.26を参照 http://www.pref.mie.lg.jp/UD/HP/20877012606.htm	事前協議	—	—	①【歩道】市道路管理課 (059-354-8209) 【公園緑地】市公園緑政課 (059-354-8197) ②市建築指導課 (059-354-8208)
29	電気事業法	出力規模によって、以下の手続きが必要となります。 ・工事計画、保安規程の届出、電気主任技術者の選任、使用前自主検査の実施、使用前自己確認の実施、安全管理審査の実施等	届出	—	—	中部近畿産業保安監督部電力安全課 (052-951-2817)
30	消防法 (四日市市火災予防条例)	発電事業の専施に際して、危険物に指定される物質を一定量を使用する場合、消防法に基づき事前に市の許可又は四日市市火災予防条例に基づく届出が必要です。また、蓄電池容量が20キログラム時を超える蓄電池設備を設置する場合及び、全出力50キログラムを超える高圧又は特別高圧の変電設備を設置する場合は、四日市市火災予防条例に基づく届出が必要です。	許可 届出	—	—	市予防火安課 (059-356-2008)
31	騒音規制法、振動規制法 (三重県生活環境の保全に関する条例)	(特定) 建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、所定の届出が必要です。 http://www.pref.mie.lg.jp/eco/earth/12145014720.htm	届出	—	—	市環境政策課 (059-354-8189)
32	建設リサイクル法	特定建設資材 (コンクリート、アスファルト、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材) を用いた建築物や土木工作物等を解体する工事又は特定建設資材を使用する新築工事や土木工事であつて、一定規模以上の工事の場合、届出又は通知が必要です。	届出	—	—	市建築指導課 (059-354-8206)
33	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	指定区域 (最終処分場跡地) において、宅地造成、土地の掘削、工作物の設置、開墾等、土地の形質の変更を行おうとする場合には、届出が必要です。 http://www.pref.mie.lg.jp/eco/cycle/11153014408.htm	届出	—	—	三重県四日市地域防災総合事務所 環境室 (059-352-0593)
34	三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例	土砂等の埋立て等を行おうとする者は、3,000㎡以上かつ高さ1mを超える埋立て等を行おうとするときは、埋立て等区域ごとに、あらかじめ知事の許可が必要です。 また、許可申請に先立って、埋立て等区域の周辺地域の住民に対し、申請書の内容を周知させるための説明会を申請を行う日の30日前までに開催する必要があります。	許可	—	—	三重県環境生活部大気・水環境課 (059-224-2382) 三重県四日市地域防災総合事務所 環境室 (059-352-0593)
35	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	開発 (事前調査を含む。) に伴い、国内希少野生動植物種および緊急指定種の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、環境大臣の許可が必要になります。	許可 又は届出	—	—	中部地方環境事務所野生物課 (052-955-2139)
36	農業用ため池の管理及び保全に関する法律	特定農業用ため池における工作物の設置等について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律に関する許可が必要な場合があります。	許可	—	—	三重県四日市農林事務所農村基盤室 (059-352-0646)